

目 次

ページ

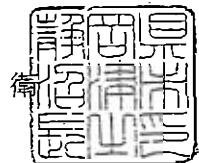
資料 1 沼津市国民保護協議会条例	1
資料 2 沼津市国民保護協議会運営要領	3
資料 3 沼津市国民保護協議会傍聴要領	4
資料 4 武力攻撃事態における国民保護の位置づけ	5
資料 5 武力攻撃事態における国民保護の仕組み	6
資料 6 国民保護に関する「基本的指針」及び「計画」等	7
資料 7 沼津市国民保護計画作成フロー図（案）	8
資料 8 沼津市国民保護計画作成に当っての基本的な考え方	9
資料 9 沼津市国民保護計画の構成（案）	10
資料 10 沼津市国民保護計画策定スケジュール（案）	18

沼津市条例第3号

沼津市国民保護協議会条例をここに公布する。

平成18年3月23日

沼津市長 斎藤



沼津市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、沼津市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、30人以内とする。

2 法第40条第6項に規定する専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をこれに充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

国民保護法：武力攻撃事態等における国民の保

護のための措置に関する法律

(平成16年法律第112号)

沼津市国民保護協議会運営要領（案）

平成 18 年 月 日制定

1 趣旨

この要領は、沼津市国民保護協議会条例（平成 18 年条例第 3 号）第 7 条の規定に基づき、沼津市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 会議の招集

協議会の会議（以下「会議」という。）の招集は、会議開催の場所及び日程並びに付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

3 委員の代理出席

- (1) 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理人を出席させることができる。
- (2) 委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

4 委員以外の者の出席

会長が必要があると認めるときは、議事に關係ある市職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 会議の公開

会議は、公開を原則とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じる場合又は個人情報等の非公開情報を扱う場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

6 議事録

会議については、議事録を調製しなければならない。

7 庶務

協議会の庶務は、沼津市消防本部防災地震課において処理する。

沼津市国民保護協議会傍聴要領（案）

平成18年 月 日制定

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 沼津市国民保護協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する場合は、会議の予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

- 傍聴者は、次の事項を守ってください。
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
発言、拍手その他の方による可否の表明等をしないこと。
 - (2) 会場内での飲食、喫煙をしないこと。
 - (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
 - (4) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただくことがあります。
- (3) 傍聴者が、規定違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。

武力攻撃事態等における国民の保護の位置付け

武力攻撃事態対処法

【対処に関する基本理念】

- 国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。
- 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

【対処基本方針】

○手続

- ・内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・案の作成に当たっては、安全保障会議に諮る。
- ・閣議の決定の後、国会の承認を求める。

承認

国
会

○定める事項

- ①武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
- ②武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
- ③対処措置に関する重要事項
 - ・国民の保護に関する措置
 - ・自衛隊の行動
 - ・米軍の行動に関する措置
 - ・その他

対処基本方針に基づいて

対処措置を実施

国際人道法の的確な実施

武力攻撃の排除

捕虜取扱い法

国際人道法違反処罰法

国民保護法

特定公共施設利用法

・米軍行動関連措置法
・海上輸送規制法
・自衛隊法の一部改正

避難に関する措置

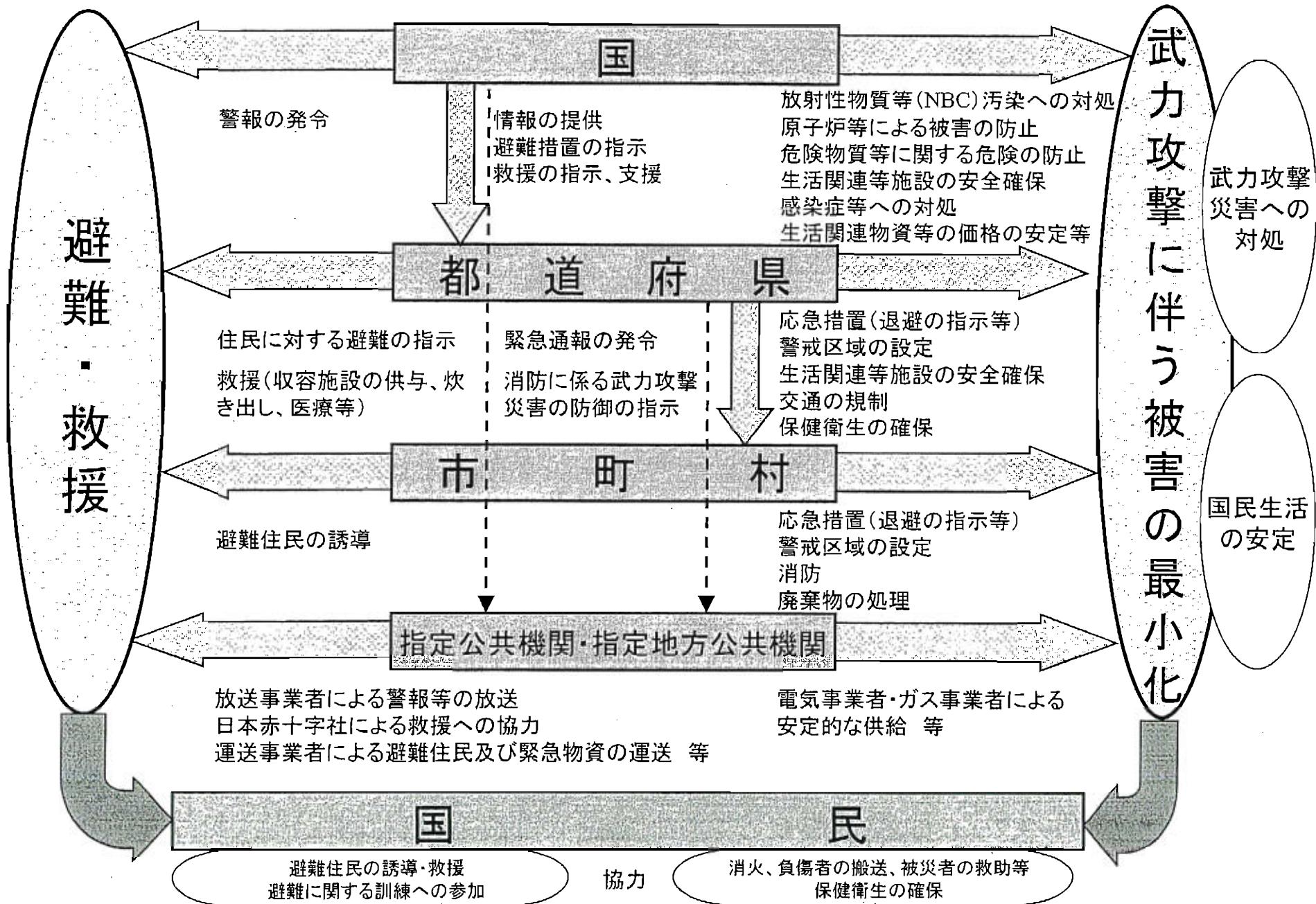
救援に関する措置

被害最小化のための措置

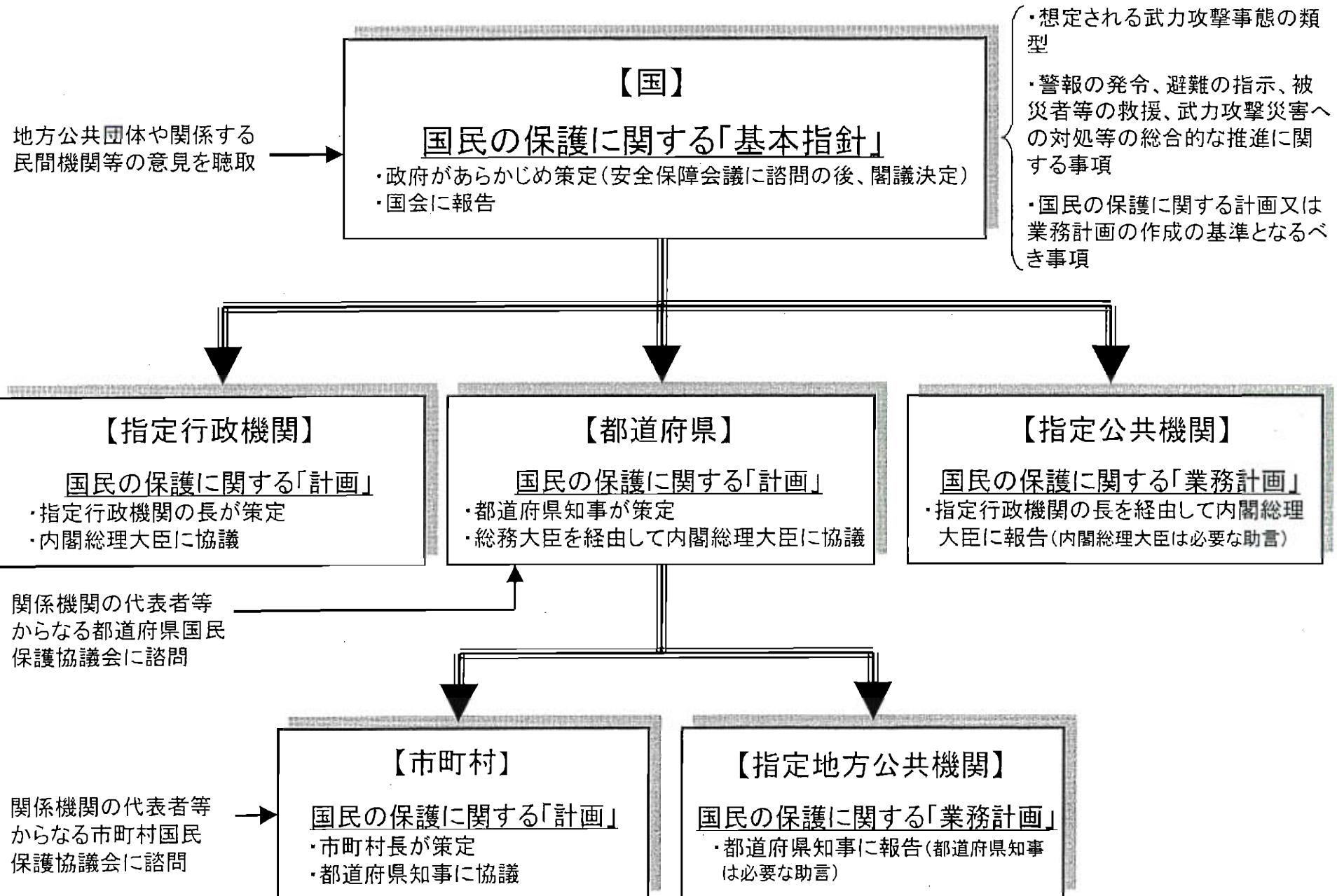
自衛隊による活動

米軍の行動に関する措置

武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

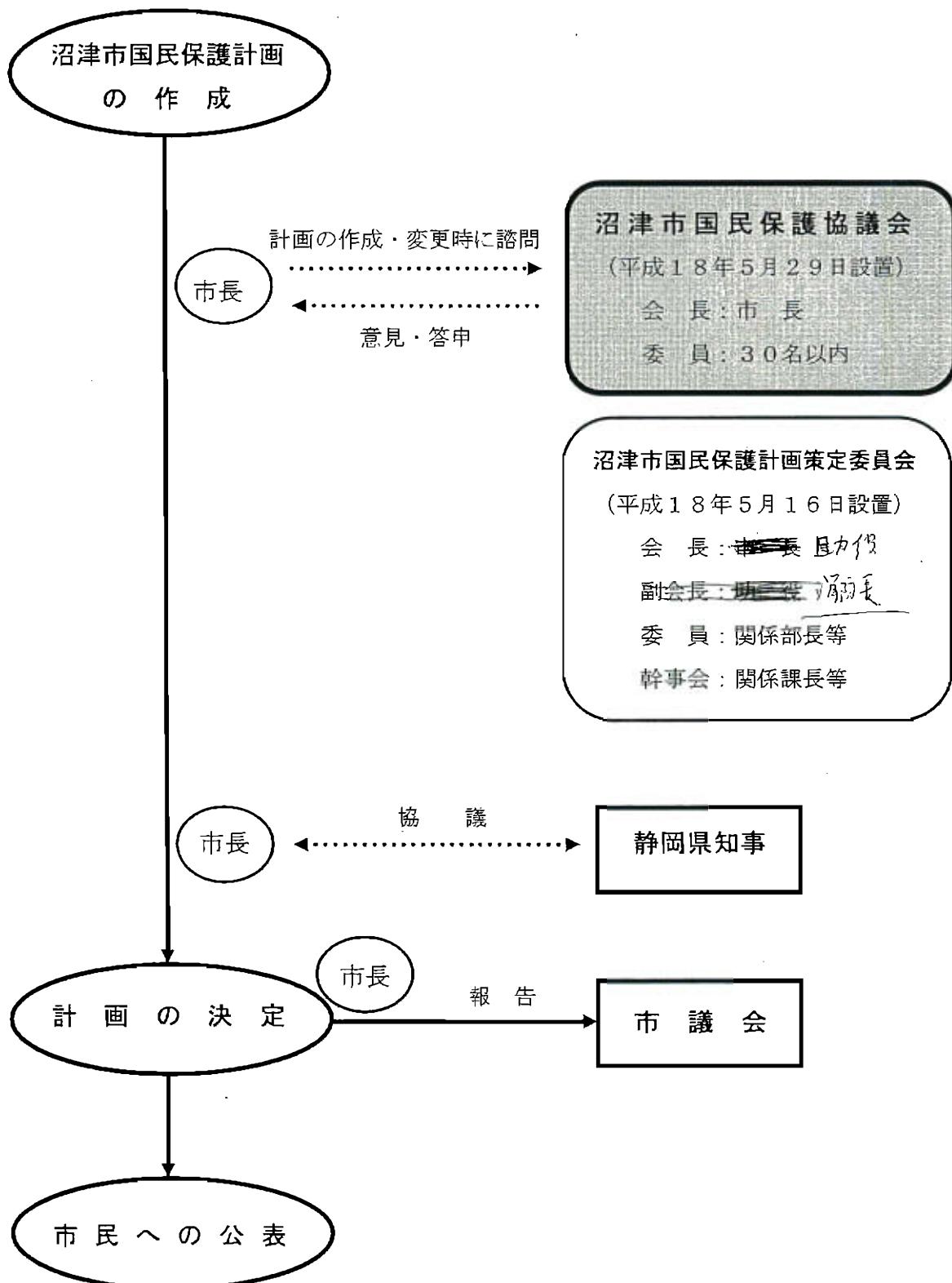


国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」等



沼津市国民保護計画の作成フロー図（案）

- ・ 国 の 基 本 指 針 平成17年3月作成
- ・ 静岡県国民保護計画 平成18年3月31日作成



沼津市国民保護計画作成に当たっての基本的考え方（案）

1 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律その他の法令、基本指針、静岡県国民保護計画及び沼津市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 沼津市国民保護計画作成に当たっての基本的考え方

(1) 国民保護法及び政府の基本指針並びに県の基本方針に基づき平成18年度において作成する。

特に、次の事項に留意し沼津市国民保護計画を作成する。

- ① 基本的人権の尊重
- ② 国民の権利利益の迅速な救済
- ③ 国民に対する情報提供
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 国民の協力
- ⑥ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- ⑦ 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑧ 安全の確保

(2) 静岡県版市町国民保護モデル計画に準拠し作成する。

(3) 沼津市国民保護計画の作成後においても、県国民保護計画の見直しや、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

沼津市国民保護計画の構成（案）

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

- 1 市の責務及び県国民保護計画の位置づけ
- 2 市国民保護計画の構成
- 3 市国民保護計画の見直し、変更手続き

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について定める。

- 1 関係機関の事務又は業務の大綱
- 2 関係機関の連絡先

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について定める。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

- 1 武力攻撃事態
- 2 緊急対処事態

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部課における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

- 1 平素の業務
- 2 参集基準等
- 3 消防機関の体制
- 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

第2 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、県、近隣市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

- 1 基本的考え方
- 2 県との連携等
- 3 近隣市町との連携
- 4 指定公共機関等との連携
- 5 自主防災組織に対する支援
- 6 ボランティア団体等に対する支援

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

第4 情報収集・提供等の体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

- 1 基本的考え方
- 2 警報等の伝達に必要な準備
- 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
- 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

第5章 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

- 1 研修
- 2 訓練

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

国の対策本部長から県を通じて避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の誘導を行うとともに、知事の指示により所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について定める。

- 1 避難に関する基本的事項
- 2 避難実施要領のパターンの作成
- 3 救援に関する基本的事項
- 4 運送事業者の輸送力・運輸施設の把握等
- 5 避難施設の指定への協力
- 6 生活関連施設の把握等

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。

- 1 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備
- 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く市民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

- 1 国民保護措置に関する啓発

第3篇 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いと考えられ、市は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階における市の初動体制について定める。

- 1 初動連絡体制の確立及び初動処置
- 2 市対策本部に移行する場合の調整
- 3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があつた場合の対応

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能及び市対策本部と市現地対策本部等との情報通信手段の確保について定める。

- 1 市対策本部の設置
- 2 現地調整所
- 3 通信の確保

第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

- 1 国・県の対策本部等との連携
- 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等
- 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等
- 4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託
- 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
- 6 市の行う応援等
- 7 自主防災組織に対する支援
- 8 ボランティア活動への支援等
- 9 住民への協力要請

第4章 警報及び避難の指示

第1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の内容の通知及び伝達等について必要な事項について定める。

- 1 警報の内容の伝達
- 2 伝達方法
- 3 関係機関への警報の流れ
- 4 緊急通報の伝達及び通知

第2 避難住民の誘導等

武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示、誘導等について定める。

- 1 避難の指示の通知・伝達
- 2 避難実施要領の策定
- 3 避難住民の誘導
- 4 避難先区域の指定を受けた場合の対応

第5章 救援

市長は、知事から救援の実施に関する事務の委任の通知があったときは、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について定める。

- 1 救援の実施
- 2 関係機関との連携
- 3 救援の内容
- 4 救援の際の物資の売渡し要請等

第6章 安否情報の収集

安否情報の収集及び提供を行うに当たり、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

- 1 安否情報の収集
- 2 県に対する報告
- 3 安否情報の照会に対する回答
- 4 日本赤十字社に対する協力
- 5 安否情報の収集・整理・提供の主な流れ

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について定める。

- 1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方
- 2 武力攻撃災害の兆候の通報
- 3 生活関連等施設の安全確保
- 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

第2 N B C攻撃による災害への対処

N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について定める。

- 1 N B C災害による災害への対処

第3 応急措置等

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、市長は、市民に対し退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項を定める。

- 1 退避の指示
- 2 警戒区域の設定
- 3 応急公用負担等
- 4 消防に関する措置等

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報を収集するとともに、知事及び消防庁に報告することとされることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行なうことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

- 1 保健衛生の確保
- 2 廃棄物の処理
- 3 文化財の保護

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、適切な供給を図るとともに価格の高騰や買占め等を防止するため、県及び関係機関との協力等、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について定める。

- 1 生活関連物資等の価格安定
- 2 避難住民の生活安定
- 3 生活基盤の確保

第11章 特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

- 1 法で規定される特殊標章
- 2 特殊標章等及び赤十字標章に係る普及啓発

第4篇 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修などの応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項を定める。

- 1 基本的考え方
- 2 公共的施設の応急の復旧

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について定める。

- 1 基本的な考え方

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等に必要な事項について定める。

- 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求
- 2 損失補償、実費弁償及び損害補償
- 3 県の総合調整及び指示に係る損失の補てん

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

- 1 緊急対処事態
- 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

平成18年度 沼津市国民保護計画策定スケジュール(案)

平成18年4月現在

No.	内 容	H18.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	H19.1	2	3	備 考
十七 年 度	「沼津市国民保護対策本部及び沼津市緊急対処事態対策本部」条例 「沼津市国民保護協議会」条例制定																
1	「沼津市国民保護協議会」の設置 協議会委員の任命																
2	沼津市国民保護協議会の開催						○			○				○			
3	国民保護計画策定委員会の開催							○						○		*	
4	国民保護計画検討部会の開催						○	○	○	○							
5	指定公共機関、指定地方公共機関等との協議・調整																
6	静岡県知事への協議																
7	市議会への報告														○		
8	市民への周知(ホームページ・広報ぬまづ)																平成19年度